

調査ノート（6）

カナダ・オーストラリア・ドイツ・フランスにおける

間接税・インボイス制度と仕入税額控除の実態

2026 年 8 月 14 日

1. はじめに

前回の調査ノート(5)では、我が国のインボイス制度（適格請求書等保存方式）における免税事業者からの課税仕入れに対する仕入税額控除の取扱いなどの実態を紹介しつつ、単段階課税を採用する米国、および多段階課税でありながら極めて高い免税点を有する英国と比較した。

本調査ノートは、その延長として、日本と同様に多段階のインボイス・クレジット方式の付加価値税（VAT／GST）を採用しながら、免税・小規模事業者への配慮において独自の制度設計を持つカナダ、オーストラリア、ドイツ、フランスの 4 か国を調査対象とする。カナダ・オーストラリアは英連邦型の GST（財貨・サービス税）を、ドイツ・フランスは EU 付加価値税指令（2020/285）に基づく小規模事業者制度を採用しており、いずれも「インボイス方式」という日本と共通の土俵に立ちながら、免税事業者との取引が買手側の税負担を理不尽に増加させない設計になっている点が注目される。

本調査ノートは、これら 4 か国における間接税制の構造、小規模・免税事業者からの調達にかかる仕入税額控除の実態、および非営利・公益部門への配慮手法を整理し、日本のインボイス制度に対する課題と対策を引き続き検討することを目的とする。

2. カナダの GST/HST における実態

2.1 連邦 GST/HST の基本構造と州税との関係

カナダは連邦レベルで財貨・サービス税（Goods and Services Tax: GST、税率 5%）を課す多段階のインボイス・クレジット方式を採用している（Canada Revenue Agency, 2026）。日本や英国・フランス等と同様、事業者は売上に係る税額（仮受税額）から仕入に係る税額（仮払税額）を控除して納税する、いわゆる前段階税額控除（仕入税額控除：Input Tax Credit, ITC）¹の仕組みを持つ。

¹仕入税額控除：多段階で課税される消費税・VAT・GSTにおいて、事業者が「売上時に受け取った税額」から「仕入時に自分が支払った税額」を差し引いて納税額を計算する仕組み。同じ付加価値に税金が何度もかかる「税の累積（多段階課税による二重取り）」を防ぐための基本ルールである。

カナダの州・準州における間接税の扱いは、次の3パターンに分かれる。第一に、オンタリオ州など5州では、GSTと州税を統合した統合売上税（Harmonized Sales Tax: HST、13～15%）が課される。第二に、ブリティッシュ・コロンビア州、サスカチュワン州、マニトバ州、ケベック州の4州では、連邦GST5%とは別建てで州独自の売上税（PST。マニトバ州はRST、ケベック州はQSTと呼ばれる）が課され、このPSTは原則として仕入税額控除の対象にならない。第三に、アルバータ州および3準州（ユーコン、ノースウエスト準州、ヌナブト準州）では、HSTもPSTも課されず、連邦GST5%のみが適用される（Canada Revenue Agency, 2026；ExpenseFlow, 2026）。米国型の単段階課税とは異なり、GST/HSTの部分に関しては日本の消費税と極めて近い制度設計になっている点が特徴である。

2.2 小規模供給者（Small Supplier）からの仕入れと仕入税額控除

カナダの物品税法（Excise Tax Act）は、直近の連続する4暦四半期における課税売上高が30,000カナダドル（約320万～330万円相当）以下の事業者を「小規模供給者（Small Supplier）」と位置づけ、GST/HSTの登録義務を免除している（Excise Tax Act, s.148；Insight Accounting CPA, 2026）。この基準額は日本の1,000万円という基準とは水準・性質の両面で異なる。

小規模供給者は登録義務を負わないため、取引先へGST/HSTを請求しない。買手側（登録事業者）がこの小規模供給者から仕入れを行った場合、そもそも税額が請求書に計上されていないため、仕入税額控除を受けられないとしても、買手が「税込みで払ったのに控除だけ認められない」という日本型の二重負担は生じない。

なお、小規模供給者であっても任意登録が可能であり、登録すれば自らの仕入れにかかるGST/HSTについてITCを回収できるようになる（BookZero, 2026；bizfund.ca, 2026）。開業初期に設備投資がかさむ事業者などは、あえて登録することで還付を受ける選択肢も用意されている。

2.3 公益法人（Charities）・非営利団体（NPO）への配慮——純税額計算方式と公益法人リベート

カナダでは、公益法人（Charities）およびNPOについて、通常の事業者とは別に、より緩やかな小規模供給者基準（4四半期累計で50,000カナダドル）が設定されている（Hogg, Shain & Scheck, n.d.）。

さらに特徴的なのは、登録した公益法人の多くが用いる「公益法人向け純税額計算方式」²である。この方式では、公益法人は課税対象となる供給について通常どおりGST/HSTを請求・徴収するが、国庫へ納付するのは徴収額の60%にとどめてよいとされる一方、通常のITCは原則として利用できなくなる（不動産・資本資産にかかる仕入れを除く）（Marcil Lavallée, n.d.）。

その代わりに、公益法人は「公益法人リベート（GST/HST Public Service Bodies' Rebate）」³を申請することで、ITCとして回収できない仕入税額の全額を対象に、一定の還付率に基づく還付を受けられる。標準的な公益法人・適格NPOの還付率は連邦分50%であるが、地方自治体は連邦分100%、病院法人は87%な

²純税額計算方式：通常の仕入税額控除の計算を簡略化した特例。売上時に受け取った税額のうち一定割合（カナダの場合は60%）を一律で納付すればよく、細かな仕入税額控除の計算を省略できる代わりに、通常の仕入税額控除自体は利用できなくなる。

³公益法人リベート：仕入税額控除で回収できなかった税額について、確定申告とは別の手続きで国から払い戻しを受けられる制度。控除ではなく還付（一種の補助金的な仕組み）である点が、通常の仕入税額控除と異なる。

ど、組織類型ごとに異なる高い還付率が設定されている（Canada Revenue Agency, 2026；Tohme Accounting, 2025）。この仕組みは、英米型の「そもそも課税しない」アプローチとは異なり、いったん通常課税を行った上で歳出面（還付）から公益セクターを支援するという、もう一つの選択肢を示す設計思想である。

3. オーストラリアの GST における実態

3.1 GST 登録義務基準額（一般\$75,000／非営利団体\$150,000）の基本構造

オーストラリアは 1999 年に導入された財貨・サービス税（Goods and Services Tax: GST、税率 10%）による多段階のインボイス・クレジット方式を採用している。GST 登録は、事業の GST 売上高（GST turnover）が過去 12 か月または今後 12 か月の見込みで 75,000 豪ドルに達した場合に義務付けられるが、「非営利団体（Not-for-Profit Organisation: NFP）」に該当する組織は 150,000 豪ドルまで基準額が緩和される（business.gov.au, 2026；Australian Taxation Office, 2026）。ここでいう NFP は、法人格の種類を問わず、利益を構成員に分配しないことなど一定の非営利性の要件を自己判定（self-assess）すれば足りる幅広い概念であり、後述する「公益法人（Endorsed Charity）」のような正式な登録・認定を必要としない。日本の 1,000 万円という基準と比較すると、非営利団体向けの基準額が一般事業者よりも高く設定されている点がカナダと共通する。

この基準を下回る事業者は、任意で GST 登録を行うことができる。登録すれば仕入れにかかる GST クレジット（仕入税額控除に相当）を請求できるようになるため、設備投資が多い開業初期の事業者などは任意登録を選択することがある（Sprintlaw Australia, 2026；SetupMyCompany, 2026）。

3.2 未登録事業者からの仕入れと仕入税額控除

GST 登録義務がなく、実際に登録もしていない事業者は、仕入れにかかる GST クレジットを請求できない一方で、自らの売上にも GST を一切課さない（Australian Taxation Office, 2026）。したがって、この未登録事業者から仕入れを行う買手側（登録事業者）は、そもそも請求書に GST が計上されていないため、仕入税額控除を受けられないとしても、追加の税負担が生じるわけではない。カナダ・英国と同様の構造である。

なお、オーストラリアの GST 制度は、課税対象取引（10%）に加え、GST フリー取引（税率 0%だが仕入税額控除は可能）と、インプット・タックス取引（GST を課さないが仕入税額控除も不可）という英国のゼロ税率・非課税と同様の区分を持つ（SetupMyCompany, 2026）。

3.3 非営利団体の中の「公益法人（Endorsed Charity）」への上乗せ配慮

前節の NFP 一般に対する基準額の緩和とは別に、オーストラリア慈善・非営利団体委員会（ACNC）⁴に

⁴ACNC は Australian Charities and Not-for-profits Commission（オーストラリア慈善・非営利団体委員会）の略で、charity としての法的地位を審査・登録する機関。ATO は Australian Taxation Office（豪州税務庁）の略で、登録された charity に対して個別に税制優遇（GST 免除等）を認定（endorsement）する機関。両者の役割は分かれている。

「charity」として正式に登録され、かつ豪州税務庁（ATO）から GST 優遇措置の適用を個別に認められた「公益法人（endorsed charity）」には、NFP 一般よりも手厚い上乗せの優遇措置が用意されている。カナダが「Charities」と「NPO」を制度上区別しているのと同様に、オーストラリアも「登録・認定を要しない広義の NFP」と「ACNC 登録・ATO 認定を経た狭義の endorsed charity」という 2 階層の構造を採っている。

この上乗せ優遇の中心は、供給側（売上側）における幅広い GST フリー化である。endorsed charity は、対価が市場価値の一定割合（宿泊：75%未満、その他：50%未満）を下回る「名目対価」の非商業活動について、GST フリーの適用を受けられる（Australian Taxation Office, 2026）。

また、endorsed charity が実施するラッフルやビンゴのチケット販売は GST フリーとされ、募金イベントについては催事全体をインプット・タックスド（GST 非課税・仕入税額控除も不可）として一括処理する選択肢も用意されている。endorsed charity 等の各支部（非営利サブエンティティ）についても、年間売上高が 150,000 豪ドル未満であれば、それぞれ独立して GST 登録義務を負わない扱いとすることができる（ABN Lookup, n.d. ; Tax Window, n.d.）。米国の 501(c)(3)免税証明書、カナダの PSB リポートとは異なり、歳出面の還付ではなく供給側（売上側）の非課税措置を中心に上乗せ優遇を行う点が、オーストラリアの制度設計の特徴である。

4. ドイツの付加価値税（Umsatzsteuer）における実態

4.1 小規模事業者規制（Kleinunternehmerregelung, §19 UStG）の 2025 年抜本改正

ドイツの付加価値税法第 19 条が定める「小規模事業者規制（Kleinunternehmerregelung）」⁵は、EU 付加価値税指令 2020/285 の国内法化に伴い、2025 年 1 月 1 日から抜本的に改正された（IHK München, 2026 ; Steuernaut, 2026）。改正後の基準額は、前年課税売上高が 25,000 ユーロ以下、かつ当年課税売上高が 100,000 ユーロ以下（いずれも税抜き純額ベース）であり、改正前（前年 22,000 ユーロ・当年 50,000 ユーロ、税込みの粗額ベース）から大幅に引き上げられた。

当年に 100,000 ユーロを超過した瞬間から、その超過取引以降は通常課税（Regelbesteuerung）に強制的に移行する「ハードリミット」である点が特徴的である（sevdesk, 2026）。さらに 2025 年からは、EU 域内他国においても小規模事業者免税を利用できる「越境小規模事業者制度（§19a UStG）」が新設された（IHK Region Stuttgart, 2026）。

4.2 小規模事業者からの仕入れと仕入税額控除（Vorsteuerabzug）

小規模事業者（Kleinunternehmer）は、請求書に付加価値税を計上せず、税抜き価格のみを請求する。その代償として、小規模事業者自身も、自らが仕入れた物品・サービスにかかる仕入税額控除（Vorsteuerabzug）を一切行うことができない（Taxtify, 2026 ; Steuerberater-es, 2026）。日本の免税事業

⁵Kleinunternehmerregelung は直訳すると「小規模事業者規制」。日本の免税事業者制度に相当する、ドイツの付加価値税法上の特例である。

者と同様、小規模事業者にとって仕入時の税負担は最終的なコストとして残る。

一方、この小規模事業者から仕入れを行う買手側（通常課税事業者）は、そもそも請求書に付加価値税が計上されていないため、仕入税額控除を受けられないとしても、追加の税負担が生じるわけではない。

4.3 公益団体（gemeinnützige Körperschaft）への軽減税率と Vorsteuerabzug の制限

ドイツでは、租税通則法上の公益・慈善・宗教目的の要件を満たす法人（gemeinnützige Körperschaft）について、活動領域を「理念的領域」「資産運用領域」「目的事業（Zweckbetrieb）」⁶「経済的事業」の4区分に分け、付加価値税の取扱いを区分している。公益団体の目的そのものを実現する目的事業については、標準税率 19%ではなく軽減税率 7%が適用される（deutsches-ehrenamt.de, n.d.；ecovis-kso.com, 2024）。

公益団体が支払った仕入税額を控除できるのは、その支出が課税対象となる収益事業（および一部の目的事業）の売上と直接対応する場合に限られ、非課税の理念的領域に対応する支出については仕入税額控除ができない（Vereinsplaner, 2026）。公益活動そのものへの軽減税率適用という点は、日本の消費税にはない仕組みである。

5. フランスの付加価値税（TVA）における実態

5.1 基礎免税制度（Franchise en base de TVA）と 2025～2026 年の政策的迷走

フランスの付加価値税（TVA、標準税率 20%）は、日本と同じくインボイス方式による多段階課税を採用しているが、小規模事業者向けに「基礎免税制度」⁷を設けている。2026 年時点の基準額は、物品の販売・宿泊提供については 85,000 ユーロ、役務提供については 37,500 ユーロ、弁護士・著作者等については 47,500 ユーロと、業種によって細分化されている（Assistant-juridique.fr, 2026；Bpifrance Création, 2026）。

この基準額をめぐる 2025 年に大きな政策的混乱があった。2025 年財政法は、業種を問わず一律 25,000 ユーロに基準額を引き下げる改革を規定したが、零細事業者団体の強い反発を受けて施行が繰り返し凍結された末、2025 年 11 月 3 日の法律により、この一律引下げ措置は恒久的に撤回され、従来の水準が維持されることとなった（LégiFiscal, 2025；Service Public Entreprendre, 2025；Loi n°2025-1044, 2025）。日本の経過措置をめぐる制度設計を検討するうえでも、免税点の引下げが零細事業者の事業継続性に直結する政治的争点となり得ることを示す事例として参考になる。

⁶Zweckbetrieb は直訳すると「目的の経営体」。公益団体が、会費・寄付を集めるだけでなく、その団体本来の公益目的を実現するために行う事業（福祉施設の運営など）を指すドイツ税法上の概念。

⁷franchise en base de TVA は直訳すると「TVA の基礎免除（制度）」。日本の免税事業者制度に相当する、フランスの付加価値税法上の特例である。

5.2 免税事業者からの仕入れと仕入税額控除

基礎免税制度の適用を受ける事業者は、請求書に TVA を計上せず、税抜き価格のみを請求する。その代わりに、自らの仕入れにかかる TVA についても控除を行うことができない（Bpifrance Création, 2026）。したがって、この免税事業者から仕入れを行う買手側の登録事業者は、請求書に最初から TVA が計上されていないため、仕入税額控除を受けられないとしても、追加の税負担が生じることはない。

5.3 非営利団体（association loi 1901）への配慮

フランスの 1901 年法⁸に基づく非営利団体は、無償・非営利的な運営（gestion désintéressée）を行い、かつ民間営利セクターと競合しない限り、原則として TVA を含む商業税の対象とならない（Service Public, 2025；macompta.fr, 2026）。

非営利団体が付随的に収益事業を行う場合であっても、（１）活動の大半が非営利的であること、（２）運営が無償・非営利的であること、（３）当該収益事業の年間収入が一般租税法典の定める基準額（2026 年 81,051 ユーロ、毎年物価スライドで改定）を超えないこと、という 3 条件を満たせば、「付随的収益活動の免税制度」により TVA を含む商業税が免除される（Assistant-juridique.fr, 2026；Qonto, 2026；BOFiP, 2025）。さらに、年間 6 回までの資金調達目的の催事による収入や、会員のみを対象としたボランティア運営の教育・文化・スポーツ・社会活動による収入は、上記の基準額とは無関係に当然に免税とされる（LegalStart, 2026）。日本の免税事業者制度が売上高という単一の外形基準のみで判定されるのに対し、フランスでは非営利性・無償運営・活動の主従関係・金額基準という複数の実質基準を組み合わせている点が対照的である。

6. まとめ

下表は、カナダ、オーストラリア、ドイツ、フランスにおける間接税制度の免税点および比較整理を示したものである。

表 1 4 か国における間接税・免税点の早見表

項目	カナダ	オーストラリア	ドイツ	フランス
税目	GST 5%（州により HST13～15%、または別建て PST 併課）	GST（10%）	付加価値税（標準 19%/軽減 7%）	TVA（標準 20%）
一般事業者の免税点	30,000 カナダドル（4 四半期累計）	75,000 豪ドル（12 か月ローリング）	前年 25,000 ユーロかつ当年 100,000 ユーロ	役務 37,500 ユーロ／物品 85,000 ユーロ
非営利・公益法人の免税点	50,000 カナダドル（4 四半期累計）	150,000 豪ドル（12 か月ローリング）	目的事業は軽減税率 7%（免税点は同一基準）	付随収益事業 81,051 ユーロ（2026 年）
登録要否	任意（登録により ITC 回収可）	任意（登録により GST 控除可）	任意（登録により通常課税へ）	任意（登録により TVA 控除可）

⁸association loi 1901：1901 年 7 月 1 日に制定されたフランスの結社契約に関する法律（loi relative au contrat d'association）に基づいて設立される非営利団体の総称。日本の NPO 法人に近い、市民が比較的簡便に設立できる法人形態である。

表2 カナダ・オーストラリア・ドイツ・フランスの間接税制度比較一覧

比較項目	カナダ	オーストラリア	ドイツ	フランス
税制の基本構造	多段階課税（インボイス・クレジット方式）	多段階課税（インボイス・クレジット方式）	多段階課税（EU 型 VAT）	多段階課税（EU 型 VAT）
非登録・免税仕入先との取引	税が請求されないため買手に控除漏れの実害なし	税が請求されないため買手に控除漏れの実害なし	税が請求されず、売手自身も仕入税額控除を放棄	税が請求されず、売手自身も仕入税額控除を放棄
取引価格における税の存在	免税事業者は税抜き価格で請求	未登録事業者は税抜き価格で請求	Kleinunternehmer は税抜き価格で請求	免税事業者は税抜き価格で請求
公益法人・非営利団体への特例	純税額計算方式＋公益法人リベート（歳出面の還付）	NFP 一般は免税点 150,000 豪ドル。ACNC 登録・ATO 認定の endorsed charity には非商業活動の GST 免除等を上乗せ	目的事業への軽減税率 7%適用	非営利要件を満たせば原則非課税、付随事業も高い免税点
直近の制度変更の方向性	1991 年以来、免税点は据置き	近年、免税点の大きな変更なし	2025 年に免税点を倍増、越境免税制度を新設	2025 年の引下げ改革を零細事業者保護のため恒久撤回

4 か国の調査を通じて確認されたのは、調査ノート(5)で明らかにした英米の傾向と同様に、いずれの国においても「免税・非登録事業者から仕入れたことで買手事業者の税負担が理不尽に急増する」という構造が、制度設計として回避されているという事実である（OECD, 2024）。

- カナダでは、小規模供給者が GST/HST を請求しないため買手に控除漏れによる追加負担が生じないことに加え、公益法人については純税額計算方式と公益法人リベートという、歳出面から公益セクターを支援する独自の還付制度が用意されている。
- オーストラリアでは、未登録事業者がそもそも GST を課さないため買手側に損失は生じず、ACNC 登録公益法人には名目対価基準による非商業活動の広範な GST フリー措置が用意されている。
- ドイツでは、2025 年の抜本改正により Kleinunternehmer の免税点が実質的に引き上げられ（前年 25,000 ユーロ・当年 100,000 ユーロ）、かつ EU 域内での越境免税制度も整備された。
- フランスでは、2025 年に政府が一律引下げ（25,000 ユーロ）を試みたものの零細事業者の反発により恒久的に撤回され、従来の高い免税点が維持された。

4 か国を通覧すると、多段階課税（インボイス方式）を採用する国であっても、免税・非登録事業者は請求書に税を上乗せしないという運用が徹底されているため、買手側に「税込みで払ったのに控除だけ認められない」という日本型の二重負担構造は生じていないことが分かる。日本の消費税が長年「帳簿方式」の下で免税事業者も税込み価格で取引を行う商慣行を許容してきたことが、インボイス制度導入後の摩擦の根本的な原因であると改めて確認できる。

文 献

ABN Lookup (n.d.) Charitable tax concessions.

Assistant-juridique.fr (2026) Quels sont les seuils de franchise en base de TVA pour 2026 ?

Assistant-juridique.fr (2026) Comment bénéficier de la franchise d'imposition des activités lucratives d'une association en 2026 ?

Australian Taxation Office (2026) Registering for GST / GST concessions for not-for-profits / GST-free. activities / GST registration for not-for-profits.

BOFiP - Direction générale des Finances publiques (2025) BOI-TVA-CHAMP-30-10-30-10, Organismes sans but lucratif.

bizfund.ca (2026) GST Number in Canada: The Small Business GST/HST Guide (2026).

BookZero (2026) GST/HST for Small Business in Canada: Complete Filing Guide (2026).

Bpifrance Création (2026) La franchise en base de TVA.

business.gov.au (2026) Register for goods and services tax (GST).

Canada Revenue Agency (CRA) (2026) GST/HST for businesses – Small suppliers / GST/HST Public Service Bodies' Rebate.

Charity Law Group (2026) How to Calculate the HST Rebate for Charities in Canada.

deutsches-ehrenamt.de (n.d.) Umsatzsteuer im Verein: Worauf Sie achten müssen.

ecovis-kso.com (2024) Ermäßigte Umsatzsteuer für gemeinnützige Zweckbetriebe.

ExpenseFlow (2026) Canadian GST and HST: the complete guide for 2026.

Excise Tax Act, R.S.C. 1985, c. E-15 (カナダ物品税法) .

Hogg, Shain & Scheck (n.d.) GST & HST for Charities & Not-for-Profit Organizations 101.

IHK München (2026) Umsatzsteuer für Kleinunternehmer.

IHK Region Stuttgart (2026) Kleinunternehmerregelung, Umsatzgrenzen, § 19 UStG.

Insight Accounting CPA (2026) HST Small Supplier Threshold Canada 2026.

LégiFiscal (2025) PLF 2026 : la franchise en base de TVA à 37.500 € sauf pour le BTP.

LegalStart (2026) TVA et association : tout comprendre en 5 minutes.

Légifrance (2025) Loi n° 2025-1044 du 3 novembre 2025 visant à garantir un cadre fiscal stable, juste et lisible pour nos micro-entrepreneurs et nos petites entreprises.

macompta.fr (2026) TVA et association : êtes-vous redevable ou exonéré ?

Marcil Lavallée (n.d.) Charities and GST/HST.

OECD (2024) Consumption Tax Trends 2024: VAT/GST and Excise, Core Design Features and Trends. OECD Publishing, Paris.

Qonto (2026) Association et TVA : comment ça marche ?

Service Public (2025) Une association à but non lucratif peut-elle avoir une activité commerciale ?

Service Public Entreprendre (2025) Franchise en base de TVA : suppression du seuil unique d'exonération à 25 000 €.

sevdesk (2026) Kleinunternehmerregelung 2025: Alles Wichtige zu den neuen Regeln.

SetupMyCompany (2026) GST registration in Australia: thresholds, accounting basis + BAS cycle (2026).

Sprintlaw Australia (2026) ABN Threshold in Australia: What It Really Means / Not GST Registered in Australia?

Steuernaut (2026) Kleinunternehmerregelung 2026: Grenzen, EU-Regelung & Verzicht.

Steuerberater-es (2026) Kleinunternehmerregelung 2026: die neuen Schwellen nach § 19 UStG.

Taxtify (2026) Kleinunternehmerregelung 2026: 25.000 / 100.000 € Schwellen.

Tax Window (n.d.) Non-Profits And GST: What Charities In Australia Need To Know.

Tohme Accounting (2025) How to Claim Rc4034 GST/HST Public Service Bodies Rebate.

Vereinsplaner (2026) Umsatzsteuer für Vereine in Deutschland 2026.

公益財団法人 公益法人協会（2026）『令和 9 年度税制改正に関する要望書』第 III-4 項目「消費税インボイス制度における仕入税額控除の経過措置の恒久化」.

財務省（2023）『インボイス制度の概要及び経過措置の適用について』.

（白石 喜春）